

千葉県都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例  
 第4条第2号（建築物の連たん）の解説

【条例第4条第2号】

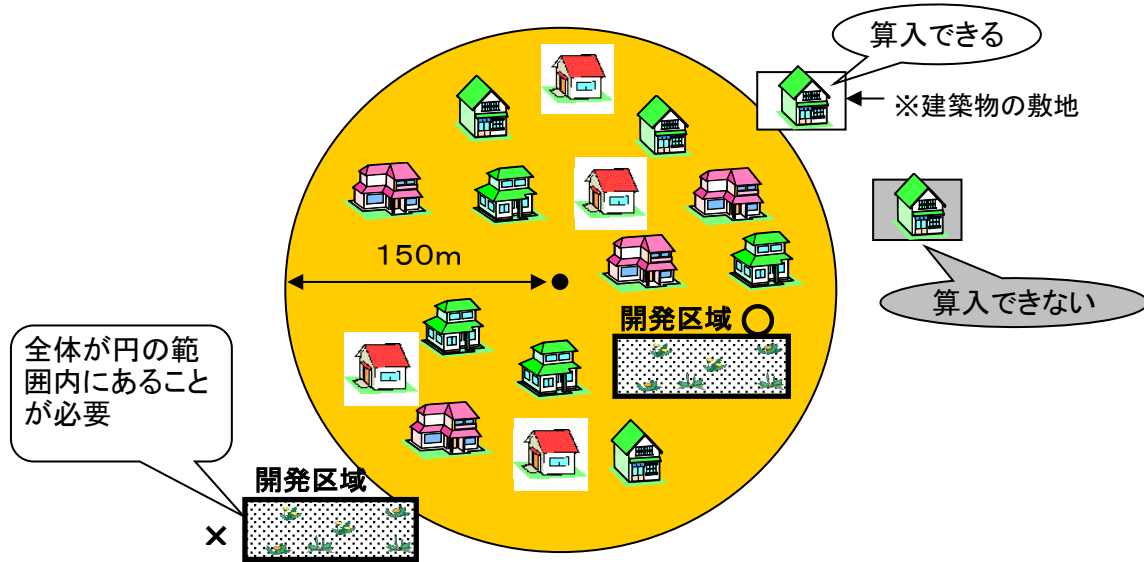
次のいずれかに該当する土地の区域であること。

ア 半径150メートルの範囲内に40以上の建築物の敷地（市街化区域内に存するものを含む。イにおいて同じ。）が連たんしている地域に存すること。

イ 建築物の敷地間の距離が55メートル以下で連たんしている40以上の建築物のいずれかの敷地からの距離が55メートル以下である地域に存すること。

- ・ 建築物は敷地単位で算定します。車庫、物置その他の附属建築物を伴う場合、これらを含む全体の敷地を1として算定します。
- ・ 駅を中心から1キロメートルの範囲外に存する建築物も含めることができます。
- ・ 車庫、物置等だけではここでいう建築物にはあたりません。

アのイメージ図



イのイメージ図

